

第3回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

日時：平成29年1月25日（水）15：30～17：00

場所：栃木市藤岡遊水池会館 2F 大会議室

■WG I 「外来種対策について」意見要旨

外来種対策については【魚】と【植物】について、それぞれの現状と課題を把握し、参考事例をもとに対応策を検討する進め方で議論を行った。

【魚】について

①現状と課題

- ・谷中湖では干し上げを行っているため周りの河川に比べると数は少ないと思われるが、第二調節池にも外来種は生息しており対策を講じる必要がある。
- ・一般の方は外来種を知らない
- ・他地域での先進事例では外来種駆除をイベント的なものに組み合わせて行っている。また、再放流禁止を条例で定めた事例があるがあまり効果はない。
- ・電気ショックで外来種を気絶させて駆除する方法もあるが、遊水地では不可能。
- ・漁業組合では特に対策を講じてない。

②対策

- ・まずは外来種について周知徹底することが大切。そのためにパンフレットを作成し、周辺住民および観光客等にPR活動および注意喚起を行う。
- ・先進事例を参考にして、外来種の回収ボックスの設置やイベントや環境学習と組み合わせた外来種駆除を行う。
- ・漁業組合へ協力を依頼し、(捕れた外来種を処分してもらうなど) 外来種駆除を行ってもらう。

【植物】について

①現状と課題

- ・各市町で定期的な外来種除去活動を行っている。
- ・一般の方は外来種について知らない。あるいは外来種だと思われていない植物も多くある。
- ・外来種だけでなく、同時に貴重種の周知も必要になる。
- ・他のラムサール条約登録地では法律で規制しているところもある。

②対策

- ・引き続き外来種除去活動の推進を行う。除去活動にあたっては（貴重種が生息するエリアなど）区域を絞って行うことや、除去する外来植物の優先を考えた除去活動が効果的である。
- ・外来種が花を咲かせる時期に外来種除去活動を行えば（見つけやすいので）除去も行いやすい。
- ・魚と同様に植物も外来種について周知徹底することが大切。共通のパンフレットを作成し、周辺住民および観光客等にPR活動を行う。
- ・パンフレットの作成にあたっては環境省中部地方環境事務所が作成したものを参考にするのが良い。それをベースに内容を変えて作成する。なお、使用には申請が必要なので確認すること。
- ・貴重種もあわせて周知していくこと。
- ・遊水地に現在生息していなくてもいずれ遊水地内で繁殖する外来種はある。そのような外来種についても周知を行う。
- ・各市町のHPや広報誌でも周知活動を行う。
- ・条例の制定も一つの方法。

次回に向けて

- ・8月の協議会に報告できるよう活動を行っていくため、外来種対策の第一段階として外来種に係るパンフレットの作成等、周知活動を行うのが望ましい。
- ・パンフレットの作成にあたりどのようなレイアウトや文言が良いのかを次回以降議論していきたい。